

時間外労働の上限規制、有給休暇取得の義務化、36協定届新様式の記載方法など 働き方改革関連法施行後の対応について

適正な時間外・休日労働 実施のための説明会

働き方改革関連法が成立し、平成31年4月1日以降順次改正施行され、時間外労働の上限規制、有給休暇取得の義務化、中小事業場の長時間労働割増賃金率の引き上げ等が行われております。

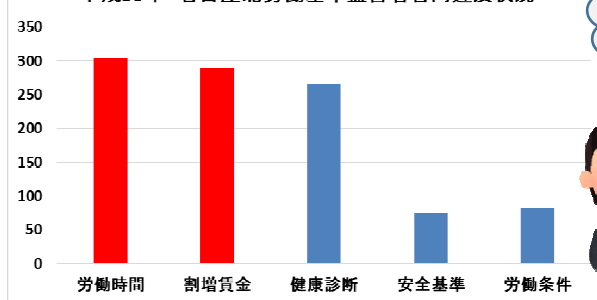
本来、法定労働時間を超える時間外労働並びに法定休日労働は本来労働基準法上許されず、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）を締結し、これを労働基準監督署に届出ることにより、使用者は初めて法違反の罪を免れることができます。

しかし、36協定の締結届出と割増賃金の支払に関する事項は、労働基準監督署の行う監督指導等で、事業場の規模に関わらず、法規定の理解不足や誤解による不備を指摘されることが多く、不適切な労働時間管理による賃金不払残業も多数見受けられます。また、労働基準法改正に伴い時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）の様式が変更され、新たに記載する項目等が増えました。

そこで、時間外・休日労働協定等の留意点と過重労働解消のための「適正な時間外・休日労働実施のための説明会」を開催いたします。労務管理担当者等の皆様には、ぜひともご参加いただきますようご案内申し上げます。



平成30年 名古屋北労働基準監督署管内違反状況



違反しているつもりはないけど... 難しい...



日時

令和2年1月20日(月)

午前9時30分～12時00分

会場

名古屋栄ビルディング 12階「大会議室」名古屋市東区武平町5-1（栄駅徒歩2分）

内容

「挨拶」

名古屋北労働基準監督署 署長

三好 了



「時間外・休日労働協定届等の留意点について」

名古屋北労働基準監督署

過重労働調査官付労働基準監督官

林 裕也

「長時間労働の削減について」(仮題)

名古屋北労働基準監督署

第三方面主任監督官

佐野 晃



会費

無料 定員200名になり次第締め切ります

主催：名古屋北労働基準監督署

一般社団法人 名北労働基準協会

申込要領

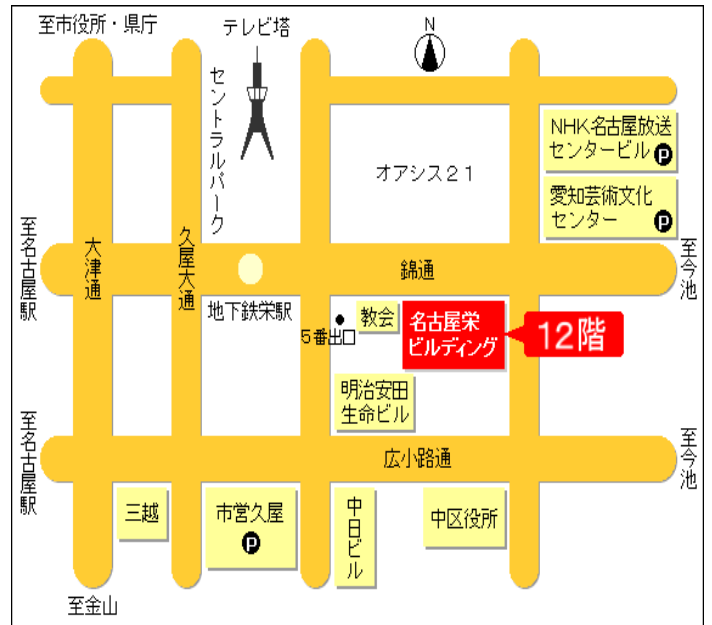
申込書・出席票を予め下記へファックスのうえ、当日会場受付にご提出ください。

(一社) 名北労働基準協会 総合受付
 〒462-8575 名古屋市北区清水 1-13-1
 TEL (052) 9 6 1—1 6 6 6
 FAX (052) 9 6 2—1 6 7 0

公共交通機関

「地下鉄」 東山線または名城線
 栄駅下車（5番出口）徒歩2分

【 会場略図 】



講習当日の午後1時30分より同じ会場にて、労災保険給付請求手続き等に関する「**労災保険実務セミナー**」を開催いたします。詳しくは同封のご案内をご覧ください。

「適正な時間外・休日労働実施のための説明会」 申込書・出席票

予めファックスのうえ、当日会場受付にご提出ください。急きょご欠席される場合はご連絡願います。

事業場名				会員番号 ※				
事業内容				労働者数	名			
所在地	〒							
TEL				FAX				
ご出席者	参加番号※	職	名	氏	名	通 信 欄		

※会員番号 お送りしました封筒宛名下の番号をご記入下さい。 ※参加番号 ご記入は不要です。